

＜建物解体時のフロン類の取扱いについて＞

「改正フロン回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律）」が平成19年10月1日施行されたことにより、建築物の解体時には、以下のことが義務付けられました。

1 建築物等の解体元請業者の責務

建物解体工事（**特定解体工事**）を発注者から直接請け負おうとする業者は、その建物に、フロン類を含む業務用冷凍空調機器（**第一種特定製品※**）が設置されているかどうかを確認し、その結果を発注者に書面（**事前確認書**）をもって説明しなければなりません。

（1）「事前確認書」の記載事項は以下のとおりです。（書式は、法的に指定されておられません。）

①書面の交付年月日、②特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所、③特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所、④特定解体工事の名称及び場所、⑤建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果

（2）「事前確認書」は建設リサイクル法とは独立した制度ですが、建設リサイクル法「12条1項に基づく説明書」と合わせて、説明していただくよう指導してください。（なお、「事前確認書の写」を県等に届け出る必要はありません。）

（3）建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は所定の規模（80㎡等）以上に限定されていますが、本法律においては規模にかかわらず、諸規定が適用されます。

（第一種特定製品が設置されていないことが明らかな東屋等の建築物は対象外です。）

2 建築物等の解体工事の発注者の責務

（1）発注者は、解体工事元請業者が行う確認作業に協力しなければなりません。

（2）フロン類の回収費用は発注者の負担となります。

3 業務用冷凍空調機器を廃棄する場合のフロン類の取扱い

業務用冷凍空調機器を廃棄する場合は、フロン類を回収しなければなりません。その回収作業は、知事の登録を受けた「**フロン類回収業者**」でなければできません。

4 行程管理制度

業務用冷凍空調機器を廃棄等する者（**廃棄等実施者**：発注者）からフロン類回収業者に引渡す行程を書面（**行程管理票**）で管理しなければなりません。

廃棄等実施者は、フロン類の引渡しを他人（**引渡受託者**：解体工事業者等）に委託する場合には、委託する者に**委託確認書**を交付しなければなりません。また、その引渡受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に渡さなければなりません。

フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、**廃棄等実施者**と引渡受託者に**引取証明書**を交付しなければなりません。（これらの書類（委託確認書、引取証明書等）を「行程管理票」といいます。）

また、それらの書類は、3年間保管しておかなければなりません。

※ 第一種特定製品

業務用のエアコン・冷凍冷蔵庫であって、冷媒としてフロン類が充填されている機器です。

<業務用冷凍空調機器の設置場所別機器種類の例>

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、オフィスビル、ホールなど	全体	ビル用マルチエアコン(パッケージエアコン)、ターボ冷凍機、スクリーユ冷凍機、チラー、自動販売機、冷水機(プレッシャー型)、製氷機など
	食品売り場	ショーケース、酒類・飲料用ショーケース、業務用冷蔵庫など
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)など
	生花売り場	フラワーショーケースなど
レストラン、飲食店、各種小売店など	魚屋、肉屋、果物屋、食料品、薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン、自動販売機、業務用冷蔵庫、酒類・飲料用ショーケース、すしネタケース、活魚水槽、製氷機、卓上型冷水機、アイスクリーマー、ビールサーバーなど
工場など	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン、ターボ冷凍機、スクリーユ冷凍機、チラー、スポットクーラー、クリーンルーム用パッケージエアコン、業務用除湿機、研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など)
学校など	学校、病院	パッケージエアコン(GHP 含む)、チラー、業務用冷凍冷蔵庫、自動販売機、冷水機、製氷機、病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
その他	地下鉄構内	空調機器(ターボ冷凍機など)
	列車	列車空調機など
	輸送	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車など
	冷凍・冷蔵倉庫	冷凍倉庫用空調機(スクリーユ冷凍機など)
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリーユ冷凍機など)
	ビニールハウス	ハウス用空調機(GHP など)